

営農型太陽光発電の実務用Q & A

（都道府県、市町村及び農業委員会担当者向け）

※ このQ & Aは、営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関して、整理したものです。今後、更に運用実態を踏まえて本Q & Aを充実していきます。

令和6年5月（改訂版）
農林水産省

○改訂履歷

[illegible]

営農型太陽光発電の実務用Q & A（担当者向け） 目次

※ 問の末尾のかっこ書きの「ガイドライン〇〇の××関係」とは、その問に関連する「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインの〇〇の××」を意味しています。

【用語の意義】	1
---------	---

I 総論

1 趣旨・定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 問1 農地の上部空間を利用した太陽光発電設備等の設置に係る農地転用許可制度の取扱いを明確にした趣旨は何か。
- 問2 平成30年5月に営農型発電設備の設置に係る農地転用許可制度上の取扱いを変更し、改めて通知を発出した趣旨は何か。
- 問3 平成30年通知では、一時転用許可の期間を延長したこと以外に変更点はあるのか。
- 問4 令和3年3月に通知改正を行った趣旨は何か。
- 問5 令和6年4月に省令改正およびガイドライン制定を行った趣旨は何か
- 問6 営農型発電設備はどのような設備か。（ガイドライン1関係）
- 問7 営農型発電設備を支える支柱は、簡易な構造で容易に撤去できるものとされているが、具体的にどのような構造のものか。（ガイドライン1関係）
- 問8 農地転用許可権者は誰になるのか。（ガイドライン2の（2）関係）
- 問9 下部農地はこれまでの局長通知の運用において、太陽光発電設備の日影が生じる箇所とされていたが、この度、設備の存する区域全体の農地とした理由は何か。
- 問10 設備の存する区域全体とは、具体的にどの範囲のことをいうのか。
- 問11 発電設備の下部農地は全て耕作する必要があるのか。例えば、農業用機械の通路や発電設備の保守点検用の通路部分については、作付けできないことから、下部農地の面積から除外することは可能なのか。
- 問12 農地の一区画の僅かな部分に営農型太陽光発電設備を設置する場合であっても、一区画全体を下部農地とする必要があるのか。
- 問13 令和6年4月の改正により、収支の見込みを求めることとした趣旨は何か。

2 一時転用許可の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- 問14 営農型発電設備の設置に係る一時転用許可の期間は、何年間認められるのか。（ガイドライ

ン2の(2)のア及び別表関係)

問15 担い手とは、どのような経営体なのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

問16 農用地区域内農地の一時転用許可期間は一般的に3年以内となっているが、担い手が下部の農地で営農する場合等の一時転用許可期間を10年以内とすることは、これと矛盾するのではないか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

問17 一時転用許可を受けた期間中に、許可を受けた者の農業経営改善計画や青年等就農計画の認定期間が満了した場合は、どのような対応をすればよいのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

問18 遊休農地で営農型発電設備を設置する場合、一時転用許可申請を行う時点で、既に遊休農地が再生され、営農が再開されている必要があるのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

問19 集落営農が営農することで10年以内の一時転用許可を行うときに、その集落営農が任意組織の場合は、農地の使用及び収益を目的とする権利を取得する主体になることができないため、農作業を受託する立場になるが、その農作業は一部でもよいのか。また、農作業受委託契約の期間は10年以上であることが必要なのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

問20 営農型発電設備の下部の農地で任意組織の集落営農以外の担い手が営農する場合に、当該担い手が農作業受託によって営農する場合も10年以内の一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

問21 営農型発電設備の下部の農地が複数の筆にまたがる場合に、当該農地の一部の筆だけを担い手が営農する場合や一部の筆だけで遊休農地を再生利用する場合、一部の筆だけが第2種農地又は第3種農地であった場合は、当該計画全体が10年以内の一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

3 一時転用許可の再許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

問22 一時転用許可の期間が満了した場合の再許可はどのように判断するのか。(ガイドライン5関係)

問23 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、再度許可時に10年以内の一時転用許可期間となる要件を満たしていれば10年以内とすることができるのか。(ガイドライン5関係)

問24 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、当該営農型発電設備を設置した農地が遊休農地を再生利用したものであったときには、再度許可の際に営農者が担い手でない場合及び第2種農地又は第3種農地でない場合であっても一時転用許可の期間を10年以内とすることができるのか。(ガイドライン5関係)

問25 一時転用許可の期間満了後、再度一時転用許可を受けたい場合には、いつ頃までに申請を行う必要があるのか。(ガイドライン5関係)

問26 既に3年以内の期間の一時転用許可を行っている場合に、当該許可の期間満了までに時間

的余裕がある場合でも、10年以内の期間の許可に切り替えるために、改めて一時転用許可を行うことは可能なのか。

問27 現在、3年以内の期間の一時転用許可を受けて、担い手が下部の農地で営農している場合、事業計画を変更することで10年以内の期間に延長することができるのか。

4 一時転用許可の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

問28 営農型発電設備は、太陽光発電設備のみが対象となるのか。(ガイドライン1 関係)

問29 営農型発電設備の設置に必要なものについても一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン1 関係)

問30 第三者の進入を防ぐためのフェンス等は一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン1 関係)

問31 F I T法の事業計画の認定基準では、事業に関係ない者がみだりに近づくことがないように、フェンス等の設置など適切な措置を講ずることとなっているが、下部の農地での営農に支障がある場合には、フェンス等を設置しなくてもよいのか。(ガイドライン1 関係)
(参考) 地方経済産業局の連絡先等

問32 売電を目的とした営農型発電設備の設置は可能なのか。(ガイドライン1 関係)

5 農振法に基づく開発許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

問33 農用地区域内農地において、営農型発電設備を設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

問34 農用地区域内の農業用施設の屋根に太陽光パネルを設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

6 下部の農地での営農の適切な継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

問35 下部の農地で栽培する農作物の制限はあるのか。

問36 栽培する農作物を転換することは可能なのか。(ガイドライン6の(2) 関係)

問37 下部農地で複数の作物を栽培することは可能か。その場合、同一市町村の単収8割の要件はどのように考えればよいのか。

問38 天災等によりおおむね2割以上減収した場合には、営農が適切に行われていると判断されないのか。(ガイドライン4 関係)

問39 令和6年4月の省令改正及びガイドラインの制定前に一時転用許可を受けて遊休農地を再生利用している場合、今後の営農の適切な継続の確認の扱いはどうなるのか。

7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

問40 第1種農地に営農型発電設備以外の太陽光発電設備の設置は可能なのか。

- 問41 営農型発電設備は、建築基準法上の建築物に当たるのか。
- 問42 営農型発電設備を設置する場合、都市計画法に基づく開発許可は必要なのか。
- 問43 営農型発電設備を設置する場合、電気事業法及び電気工事士法の取扱いはどうなるのか。
(参考) 地方産業保安監督部電力安全課の連絡先等
- 問44 農地転用許可権者が営農型発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管することとされているが、台帳作成等に際しての留意点は何か。(ガイドライン4の(8)関係)

Ⅱ 各論

1 一時転用許可要件の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

- 問45 10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「効率的かつ安定的な農業経営」に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)
- 問46 10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農」に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)
- 問47 10年以内の一時転用許可の対象となる「遊休農地を再生利用する場合」の遊休農地に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)
- 問48 「申請に係る面積が必要最小限で適正」とは、具体的にどのように判断するのか(ガイドライン2の(2)のイ関係)
- 問49 「変電設備等」の「等」には何が含まれるのか。また、「原則農地以外から選定すること」とされているが、この場合、記載にある「適正な規模及び位置」はどのように判断するのか。
- 問50 市町村で栽培されていない作物や生産に時間を要する農作物を栽培しようとする申請の場合、審査はどのように行えばよいのか。
- 問51 知見を有する者の意見書の内容が適切であることをどのように判断すればよいのか。
- 問52 下部農地における収支の見込みの記載内容が適切であることをどのように判断すればよいのか。
- 問53 「農地法第32条第1項各号に掲げる農地」とはどのような農地か。(ガイドライン2の(2)のウ関係)
- 問54 営農型発電設備の下部の農地で果樹等生産に時間を要する作物を栽培する場合で、一時転用許可期間中に収穫が見込めない場合には、どのように判断するのか。(ガイドラインの(2)のウ関係)
- 問55 「農地転用許可権者への毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われる」ことは、どのように判断するのか。
- 問56 「農作物の生育に適した日照量を保つための設計」とは、具体的にどのように判断するのか。(ガイドライン2の(2)のオ関係)

- 問57 支柱の高さが最低地上高2メートル以上となっているのはなぜか。(ガイドライン2の(2)のカ関係)
- 問58 農地に垂直に太陽光発電設備を設置する場合であっても、支柱の高さは最低地上高おおむね2メートル以上とする必要があるのか。(ガイドライン2の(2)のカ関係)
- 問59 「営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」とは、具体的にどのように判断するのか。(ガイドライン2の(2)のオ関係)
- 問60 農用地区域内農地での一時転用許可に当たって「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」とは、具体的にどのように判断するのか。(ガイドライン2の(2)のキ関係)
- 問61 地域計画の区域内で営農型太陽光発電を実施する場合、なぜ協議の場で合意を得る必要があるのか。
- 問62 地域計画が未策定の場合は協議の場で合意を得る必要はないということによいか。
- 問63 地域計画が作成される前から設置されている営農型太陽光発電設備の取扱いはどうになるのか。
- 問64 営農型太陽光発電の実施に係る要望があった都度、協議の場を開催しなければならないのか。
- 問65 農業委員会は、営農型太陽光発電設備の設置者から相談があった場合、どのように対応すればよいか。
- 問66 協議の場を進めるに当たりどのようなことに留意したらよいか。また、協議の場の取りまとめにはどのように記載したらよいか。
- 問67 地域計画が策定された区域内の農地において営農型発電設備を設置するための許可申請があった場合に、協議の場で協議を行わなかったときは、一時転用許可は認められないのか。(ガイドライン2の(2)のク関係)
- 問68 「営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること」とは、具体的にはどのように判断するのか。(ガイドライン2の(2)のケ関係)
- 問69 再エネ特措法に基づき撤去費用として積み立てた金額とはどのようなものか
- 問70 申請者が法第51条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないことについて、どのように判断すればよいのか。
- 問71 営農型発電設備の下部の農地で営農がなされていない場合、同じ事業者から別の場所で営農型発電設備の設置のための一時転用許可申請があったときに許可は可能なのか。
- 問72 同一の発電事業者が複数箇所(例えば、A地区、B地区)で営農型発電設備を設置している場合、例えば、A地区で農地転用許可権者が改善指導等を行っても指導に従わず適切な営農が継続されていないと判断し、許可の取り消しを行うときに、B地区に係る許可も取り消すべきなのか。
- 問73 通常の一時転用の場合、他の土地での代替可能性を検討しなければならないが、営農型発電設備

の場合も代替性の検討が必要となるのか。

問74 F I T法とはどのように連携していけばよいのか。

問75 なぜ原状回復等の措置を現に命じられていないことが許可の要件になっているのか。(ガイドライン2の(2)のサ関係)

2 一時転用許可条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

問76 一時転用許可に当たって、どのような条件を付したらよいのか。(ガイドライン2の(3)関係)

3 空中部分を利用するための権利設定の取扱い・・・・・・・・・・ 27

問77 営農型発電設備の設置者が下部の農地の空中に区分地上権等の権利を設定しようとする場合の農地法第3条第1項の許可の判断基準は何か。(ガイドライン6の(4)関係)

問78 営農型発電設備の下部の農地の空中に設定する区分地上権等の設定期間は、一時転用許可の期間と合わせるべきか。(ガイドライン6の(4)関係)

4 報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

問79 指定市町村の長は、一時転用許可を受けた者から「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告があった場合、地方農政局等に報告することとなっているが、直接送付すればよいのか。(ガイドライン3の(2)関係)

問80 都道府県知事は、農地転用許可権者から「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告があった場合には、いつまでに地方農政局等に報告しなければならないのか。(ガイドライン3の(2)関係)

問81 作物の収穫時期や収支の決算期は、事業者によって様々であることから「栽培実績及び収支の状況」の報告期限を一律に翌年2月末日までとするのは無理があるのではないか。(ガイドライン3の(1)関係)

問82 収支報告書の内容が適切であることを確認するため、実績の根拠となる資料(伝票等)を添付するよう義務付けるべきではないか。

問83 営農型発電設備を設置した土地が元々遊休農地であって、発電設備の下部の農地の全部又は一部が農地法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地に該当した場合、農業委員会等はどのような対応が必要となるか。(ガイドライン4の(2)関係)

問84 これまで、特段の支障なく営農が行われていた農地に営農型発電設備を設置したところ、下部の農地で生産された農作物の単収が地域の同じ作物の単収と比較して2割以上減少した場合に、農業委員会等はどのように改善指導を行えばよいのか。(ガイドライン4の(2)関係)

5 進捗状況の把握と指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

問85 下部農地の営農に支障が生じているかの判断はどのようにすればよいのか。

- 問86 下部農地の営農に支障が生じている場合、農業委員会はどのように是正指導をすればよい
か。
- 問87 収支報告書が収支の見込みと乖離している場合、下部農地の営農に支障が生じているものと
して指導の対象となるのか。
- 問88 農地転用許可権者の指導に従い改善措置は講じているものの、収量が改善せず下部農地での
支障が長年継続している場合、どのような対応を行えばよいのか。
- 問89 栽培実績書や収支報告書の提出が行われないことを理由に、一時転用許可を取り消すことは
可能か。
- 問90 パネル設置工事期間中等により、下部農地で栽培が行われなかった場合であっても、栽培実
績書及び収支報告書は提出してもらう必要があるのか。
- 問91 是正の勧告や原状回復命令を行った場合、地方農政局や地方経済産業局に報告することとし
ている理由は何か。

6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

- 問92 所有者不明農地は、農地法や基盤強化法を活用することにより、農業上の利用を行うことが
できるが、所有者不明農地に営農型発電設備を設置することは可能なのか。
- 問93 令和2年4月の改正FIT法施行規則の施行により、低圧の太陽光発電設備について地域
活用要件が設定されることになったが、営農型発電設備でFIT認定を受けるに当たって何か
留意すべき点はあるか。
- 問94 担い手が営農する場合等、一時転用期間を10年とすることができる場合であっても、初回の
一時転用許可の期間について、10年より短い期間、例えば一律3年以内とする運用を行っても
問題ないか。
- 問95 転用事業者や金融機関等から、融資の円滑化の観点から一時転用期間満了後の再許可に関
する相談があった場合、どのように対応すればよいのか。

【用語の意義】

本Q & Aで使用している以下の用語の意義は、以下のとおりです。

用 語	意 義
農地法	「農地法」（昭和27年法律第229号）をいう。
農振法	「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）をいう。
基盤強化法	「農業経営基盤強化促進法」（昭和55年法律第65号）をいう。
処理基準	「農地法関係事務に係る処理基準」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知）をいう。
処理要領	「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）をいう。
F I T 法	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）をいう。
平成30年通知	「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）をいう。
平成25年通知	「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知）をいう。

用 語	意 義
営農型発電設備	農地に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について農地法第４条第１項又は第５条第１項の許可が必要となる。この場合の発電設備を「営農型発電設備」という（平成25年通知の記の１の(1)及び平成30年通知の記の１に規定する営農型発電設備と同じ）。
担い手	問15のとおり。
下部の農地	営農型発電設備の下部の農地をいう（平成30年通知の記の１）。
営農の適切な継続	下部の農地における営農の適切な継続とは、次に掲げる場合に該当しないことをいう（ガイドラインの２の(2)のウ） ① 下部の農地における単収が、同じ年産の市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね２割以上減少している場合（当該市町村の区域内で作付けされていない農作物や生産に時間を要する農作物の場合は試験栽培実績又は栽培理由書に記載の単収より減少している場合） ② 遊休農地を再生利用する場合に、下部の農地の全部又は一部が農地法第32条第１項各号に掲げる遊休農地に該当することとなる場合 ③ 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合

I 総論

1 趣旨・定義

問1 農地の上部空間を利用した太陽光発電設備等の設置に係る農地転用許可制度の取扱いを明確にした趣旨は何か。

営農型発電設備を設置する技術が確立し、営農型発電設備に対するニーズが高まってきたことを踏まえて、平成25年3月に農地転用許可制度における取扱いを明確にする通知（平成25年通知）を発出したものです。

問2 平成30年5月に営農型発電設備の設置に係る農地転用許可制度上の取扱いを変更し、改めて通知を発出した趣旨は何か。

平成28年3月までの営農型発電設備に係る取組を検証した結果、担い手の経営改善や荒廃農地の再生利用に資するものが見られました。その一方で、下部の農地での農業生産が適切に行われていないケースも見られましたが、農地転用許可権者等の改善指導等により改善が図られていたところでした。

こうしたことを踏まえ、担い手が所有又は利用する農地を活用する場合、荒廃農地を再生利用する場合等においては、一時転用許可期間を従来の3年以内から10年以内に延長することとしました。この運用改善を行うため、平成25年通知を廃止し、改めて平成30年通知を発出しました。

問3 平成30年通知では、一時転用許可の期間を延長したこと以外に変更点はあるのか。

ありません。

平成30年通知による運用改善は、担い手の経営発展や荒廃農地の再生等を後押しする観点から一時転用許可の期間を延長したものであり、①営農型発電設備の構造、②営農が適切に継続していると認められる収量や品質、③周辺農地の営農上の支障、④毎年1回の営農状況の報告等に係る取扱いを含め、一時転用許可の期間以外の事項に係る運用は、従前から変更はありません。

問4 令和3年3月に通知改正を行った趣旨は何か。

第203回臨時国会における総理所信表明演説（令和2年10月）においては、2050年カーボンニュートラル社会の実現が宣言されるとともに、規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めること等が表明され、政府として再生可能エネルギーの導入を一層促進することとされました。

この方針を踏まえ、内閣府において、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスク

フォース」が開催され、当該タスクフォースに寄せられた意見・要望等を踏まえ、農業振興地域制度及び農地転用許可制度についても議論が行われました。

このため、農林水産省としても、2050年カーボンニュートラルに向けて、農山漁村地域において再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるスタンスに立ち、優良農地を確保しつつ、荒廃農地に再生可能エネルギー設備を設置しやすくするために農地転用許可規制等を見直すとの方針を示した上で検討を行い、必要な措置を講ずることとしたところです。

こうした背景の下、荒廃農地を再生利用する営農型発電の取組は、荒廃農地の再生に資する一方で、他の農地と同様の単収要件を達成することが困難なケースもあることから、令和3年3月に通知改正を行い、荒廃農地を再生利用する場合の要件については、2割以上単収が減収しないことに代えて、下部の農地が農地法第32条第1項各号のいずれにも該当しないこと（遊休農地ではないこと）としたものです。

問5 令和6年4月に省令改正およびガイドライン制定を行った趣旨は何か。

営農型太陽光発電の取組は、再生可能エネルギーの発電と下部農地での営農を両立させる取組であり、荒廃農地の発生防止や解消、農業者の所得向上等に寄与するものですが、一方で、近年においては、発電に重きを置き営農がおろそかにされ、営農型太陽光発電設備の下部の農地の利用に支障が生じている事例が散見されておりました。

このようなことから、営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電を両立するという営農型太陽光発電の本来あるべき姿とするため、これまで通知で定めていた営農型太陽光発電の許可基準および必要な申請書類を農地法施行規則で明確化するとともに、農地法施行規則で定められた内容や実施に係る具体的な考え方や取扱いについて、ガイドラインに定めることとしたものです。

問6 営農型発電設備はどのような設備か。（ガイドライン1関係）

営農型発電設備とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備（以下「営農型太陽光発電設備」という。）を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいいます。

問7 営農型発電設備を支える支柱は、簡易な構造で容易に撤去できるものとされているが、具体的にどのような構造のものか。（ガイドライン1関係）

営農型発電設備を安全に支える支柱として必要最小限の構造のものであり、その基礎が独立基礎や支柱を地面に打ち込むだけの施工方法によるものを想定しています（例えば、農業用ハウスの設置に用いられる基礎石は含まれます。なお、ベタ基礎や杭基礎のものは含まれません）。

問 8 農地転用許可権者は誰になるのか。(ガイドライン 2 の (2) 関係)

農地転用許可権者は、都道府県知事又は指定市町村の長（※）となります。

※ 「指定市町村」とは、農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているものとして、農林水産大臣が指定する市町村のことをいいます。指定市町村は、農地転用許可制度において、都道府県と同様の権限を有することになります。

問 9 下部農地はこれまでの局長通知の運用において、太陽光発電設備の日影が生じる箇所とされていたが、この度、設備の存する区域全体の農地とした理由は何か。

農地について権利を有する者には、その全てを適正かつ効率的な利用を確保しなければならない責務がありますが、下部農地の面積を「設備の直下の農地及び当該施設により日陰が生じる農地の面積」として運用した結果、パネル直下の農地のみで栽培を行い、その他の農地では栽培を行わないなど不適切な事例が散見されましたので、設備の存する区域全体の農地とすることとしました。

問 10 設備の存する区域全体とは、具体的にどの範囲のことをいうのか。

発電設備の設置された農地の 1 区画（畦畔や法面で分けられた区画）全体のことをいいます。

問 11 発電設備の下部農地は全て耕作する必要があるのか。例えば、農業用機械の通路や発電設備の保守点検用の通路部分については、作付けできないことから、下部農地の面積から除外することは可能なのか。

基本的に設備の存する農地の区画全体を耕作していただく必要がありますが、営農のための管理用通路や畦畔、雨水処理のための排水路等、耕作の事業のために必要な施設については、下部農地の面積から除外して差し支えないと考えます。

他方、発電設備の点検用機械の通路については、耕作の事業のために必要な施設ではないことから、通年で必要でない場合は、農閑期に点検を行う等により営農に支障がないよう配慮する必要があると考えております。（通年で必要な場合には一時転用許可を受ける必要があると考えます。）

問 12 農地の一区画の僅かな部分に営農型太陽光発電設備を設置する場合であっても、一区画全体を下部農地とする必要があるのか。

農地の一区画の大半において、通常の条件下での耕作を行い、その区画の一部分のみに営農型太陽光発電設備を設置する場合で、通常の条件下での耕作を行う部分と明確に区分できる場合は、区分した部分のみ下部農地とすることも可能と考えられます。

問 13 令和 6 年 4 月の改正により、収支の見込みを求めることとした趣旨は何か。

「収支の見込み」は、営農が適切に行われることを示す資料の一つとして求めるものであり、収量 8 割の達成を担保するものとなります。収支の内容自体は許可の可否に直接影響を及ぼすものではありませんが、そもそも農作物の販売収入を見込んでいないような計画では、営農を適切に行う意志があるとは考えられないことから、このようなものを防止し、適切な営農に向けて取り組んでいただく目的として提出を求めることとしました。

2 一時転用許可の期間

問 14 営農型発電設備の設置に係る一時転用許可の期間は、何年間認められるのか。
(ガイドライン 2 の (2) のア及び別表関係)

営農型発電設備の設置に伴う一時転用許可の期間は、下部の農地での営農の適切な継続が見込まれる等の条件を満たしている場合であって、次のいずれかに該当する場合には 10 年以内となります。それ以外の場合については 3 年以内となります。

- ① 担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合
- ② 遊休農地を再生利用する場合（再許可時を除く）
- ③ 第 2 種農地又は第 3 種農地を利用する場合

問 15 担い手とは、どのような経営体なのか。(ガイドライン 2 の (2) のア及び別表関係)

「担い手」とは、以下の者をいいます。

① 効率的かつ安定的な農業経営

→ 基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「市町村基本構想」といいます。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標（所得等）の水準に達している経営体

② 認定農業者

→ 基盤強化法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の市町村認定を受けた者（基盤強化法第 23 条第 7 項の規定により認定農業者とみなされる特定農業法人を含む。）

③ 認定新規就農者

→ 基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の市町村認定を受けた者

④ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農

→ 基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業団体又はこれに準ずる組織として、組織の規約を定め、生産・販売について共同販売経理を行っており、将来法人化して認定農業者となることが見込まれる集落営農

問 16 農用地区域内農地の一時転用許可期間は一般的に3年以内となっているが、担い手が下部の農地で営農する場合等の一時転用許可期間を10年以内とすることは、これと矛盾するのではないか。（ガイドライン2の(2)のア及び別表関係）

農用地区域内農地の一時転用許可期間は、一時転用の目的を達成することができる必要最小限の期間としており、具体的には、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から、3年以内としています（処理基準第6の1の(1)の①のアを参照）。

一方、

① 担い手が下部の農地を利用する場合は、営農が適切に継続される蓋然性が高いこと

② 荒廃農地を再生利用する場合は、営農型発電設備の設置によって荒廃農地の再生利用の促進が期待できること

から、特例的に一時転用許可期間を10年以内としております。

なお、農用地区域内農地に係る取扱いではありませんが、第2種農地及び第3種農地の場合は、営農型発電設備を設置する場合に限らず、基本的に農地転用が可能であることから、これらの場合についても一時転用許可期間を10年以内としております。

問 17 一時転用許可を受けた期間中に、許可を受けた者の農業経営改善計画や青年等就農計画の認定期間が満了した場合は、どのような対応をすればよいのか。（ガイドライン2の(2)のア及び別表関係）

一時転用許可期間中に認定農業者や認定新規就農者としての認定期間が満了した場合でも、一時転用許可を取り消したり一時転用期間の変更を行う必要はありませんが、引き続き下部の農地が担い手により耕作されることを確保するように努めることが望ましいと考えます。

【認定農業者の場合】

農業経営改善計画の認定期間は認定から5年間（認定期間中に変更した場合でも当初の認定から5年間）となっていますので、一時転用許可期間中に認定期間が満了する際には、下部の農地で営農している農業者に対して、改めて農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けていただくよう促してください。

【認定新規就農者の場合】

青年等就農計画の認定期間は5年間となっており、終期を迎える認定新規就農者は継続的に自らの経営の改善に取り組むことが重要ですので、認定農業者制度の目的・意義等を周知した上で、農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けていただくよう促してください。

問 18 遊休農地で営農型発電設備を設置する場合、一時転用許可申請を行う時点で、既に遊休農地が再生され、営農が再開されている必要があるのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

申請時点で遊休農地を再生し、営農を再開している必要はありません。

なお、当然のことながら、一時転用許可後は、遊休農地を再生して営農を開始し、その後は営農の適切な継続を行う必要があります。

問 19 集落営農が営農することで10年以内の一時転用許可を行うときに、その集落営農が任意組織の場合は、農地の使用及び収益を目的とする権利を取得する主体になることができないため、農作業を受託する立場になるが、その農作業は一部でもよいのか。また、農作業受委託契約の期間は10年以上であることが必要なのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

受託する農作業は、田植えや稲刈り、播種又は収穫等の農作物の生産に関わるものであれば全作業か一部作業かは問いません。ただし、当該農地での営農の適切な継続が図られる必要があることから、当該集落営農が法人化する際に、当該農地を借り受け、又は買い受けて、引き続き営農する見込みがあることを確認する必要があります。

また、個々の農作業受委託契約の期間は10年以上である必要はありませんが、一時転用許可期間中は、継続して農作業受委託契約を締結し、営農を継続する必要があります。

なお、集落営農が農作業の受託を行っている農地であるかどうかについては、当該集落営農の農作業受託契約書等の書類で確認しておく必要があります。

問 20 営農型発電設備の下部の農地で任意組織の集落営農以外の担い手が営農する場合に、当該担い手が農作業受託によって営農する場合も10年以内の一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

対象となりません。

個人や法人の場合には、任意組織の集落営農の場合とは異なり、農地の使用及び収益を目的とする権利を取得する主体になることが可能であり、所有権の移転、賃借権の設定等を受けることで当該農地での農業上の適正かつ効率的な利用を確保することにより、下部の農地での営農の適切な継続が期待できます。このため、農作業受託ではなく、担い手自ら所有している農地又は利用権等が設定されている農地で営農する場合に限ります。

問 21 営農型発電設備の下部の農地が複数の筆にまたがる場合に、当該農地の一部の筆だけを担い手が営農する場合や一部の筆だけで遊休農地を再生利用する場合、一部の筆だけが第2種農地又は第3種農地であった場合は、当該計画全体が10年以内の一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

対象となりません。

なお、許可申請を筆ごとに分けることにより、①下部の農地を担い手が営農する筆、②遊休農地を再生利用する筆、③第2種農地又は第3種農地である筆のいずれかに該当する筆のみについて10年以内の一時転用許可を行うことは可能です。

3 一時転用許可の再許可

問 22 一時転用許可の期間が満了した場合の再許可はどのように判断するのか。(ガイドライン5関係)

一時転用許可の再許可については、それまでの転用期間における、下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断します。具体的には、

- ① 下部の農地での単収が同じ年の市町村の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収していなかった（市町村において栽培されていない又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合は、試験栽培実績書又は栽培理由書に記載した単収を下回らなかった）
- ② 遊休農地を再生利用していた場合は、下部の農地の全部又は一部が農地法第32条第1項各号のいずれにも該当していなかった
- ③ 生産された農作物の品質に著しい劣化が認められなかった

等、営農が適切に行われていたのであれば、再度一時転用許可を行うことが可能です。

なお、それまでの期間において、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っていることや下部の農地において単収が減少していること等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断する必要があります。

問 23 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、再度許可時に10年以内の一時転用許可期間となる要件を満たしていれば10年以内とすることができるのか。(ガイドライン5関係)

できます。

問 24 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、当該営農型発電設備を設置した農地が遊休農地を再生利用したものであったときには、再度許可の際に営農者が担い手でない場合及び第2種農地又は第3種農地でない場合であっても一時転用許可の期間を10年以内とすることができるのか。(ガイドライン5関係)

できません。

遊休農地を活用して営農型太陽光発電を行う場合、当初の一時転用許可期間中に遊休状態は解消していることから、再許可の際には遊休農地として10年以内の一時転用許可期間とすることはできません。

問 25 一時転用許可の期間満了後、再度一時転用許可を受けたい場合には、いつ頃までに申請を行う必要があるのか。(ガイドライン5関係)

営農型発電設備の設置のための一時転用許可については、営農の適切な継続が確保されている場合には再度一時転用許可を行うことが可能となっています。一方で、再度一時転用許可を行うことができない場合には、一時転用許可の期限が到来する日までに農地に復元する必要があります。

このため、期限到来後も事業を継続したい場合には、期限が到来する日までに再度許可を行う必要がありますが、再度一時転用許可が可能かどうかの判断をする期間が必要となりますので、地元の農業委員会に早めに御相談されるよう促してください。

問 26 既に3年以内の期間の一時転用許可を行っている場合に、当該許可の期間満了までに時間的余裕がある場合でも、10年以内の期間の許可に切り替えるために、改めて一時転用許可を行うことは可能なのか。

可能です。

ただし、FIT事業の認定期間は20年なので、いずれにしろ、認定期間中に何度か再許可手続を行う必要があると考えられますので、タイミングについてはよく御検討ください。

問 27 現在、3年以内の期間の一時転用許可を受けて、担い手が下部の農地で営農している場合、事業計画を変更することで10年以内の期間に延長することができるのか。

できません。

改めて一時転用許可を受ける必要があります。

4 一時転用許可の対象範囲

問 28 営農型発電設備は、太陽光発電設備のみが対象となるのか。(ガイドライン 1 関係)

太陽光発電設備以外にも簡易な構造で支えられる小型の風力発電設備等農地に支柱を立ててその下部の農地で営農を継続する場合については、営農型太陽光発電と同様に取り扱って差支えないと考えております。

問 29 営農型発電設備の設置に必要なものについても一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン 1 関係)

営農型発電設備の周辺機器（パワーコンディショナーや電柱等）も対象になります。

なお、変電設備等については、原則として近隣の農地以外の土地から選定するものとし、これらの土地がないなどやむを得ず農地を一時転用して設置する場合には、規模と位置が適正である必要があります。

問 30 第三者の進入を防ぐためのフェンス等は一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン 1 関係)

第三者が発電設備に容易に触れないようにするために設置する柵塀等（以下「フェンス等」といいます。）については、簡易な構造で容易に撤去できるもの（問 7 を参照）であれば対象となります。

問 31 F I T法の事業計画の認定基準では、事業に関係ない者がみだりに近づくことがないよう、フェンス等の設置など適切な措置を講ずることとなっているが、下部の農地での営農に支障がある場合には、フェンス等を設置しなくてもよいのか。(ガイドライン 1 関係)

資源エネルギー庁が作成した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」第 2 章第 2 節の 4 において、「出力 10kW 以上 50kW 未満の営農型太陽光発電等を実施し、柵塀等の設置により営農上支障が生じると判断される場合には、柵塀等の設置を省略することができることとする。ただし、この場合において、容易に第三者が近づき事故等が起こることを防ぐため、発電設備が設置されていることについて注意喚起を促す標識を※②の標識に併せて掲示すること。」とされています。フェンス等の設置を省略しようとする場合には、理由等を明らかにした上で地方経済産業局（下記地方経済産業局の連絡先等を参照）の F I T法担当部局と相談をお願いします。

※②の標識⇒発電設備の区分、名称、設備 ID、設置場所、出力、事業者名、連絡先等が記入された標識

(参考) 地方経済産業局の連絡先等

組織名	管轄都道府県	電話番号
北海道経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	北海道	011-709-2311
東北経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-221-4932
関東経済産業局(資源エネルギー環境部新エネルギー対策課)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県	048-600-0361
中部経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県	052-951-2775
近畿経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06-6966-6043
中国経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-224-5741
四国経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	087-811-8535
九州経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	092-482-5473
内閣府沖縄総合事務局(経済産業部エネルギー対策課)	沖縄県	098-866-1759

問 32 売電を目的とした営農型発電設備の設置は可能なのか。(ガイドライン 1 関係)

可能です。

5 農振法に基づく開発許可

問 33 農用地区域内農地において、営農型発電設備を設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

農用地区域内農地を含め、農地に営農型発電設備を設置する場合には、農地法に基づく一時転用許可を受ける必要があります、当該一時転用許可を受けた場合には、改めて農振法に基づく開発許可を受ける必要はありません（農振法第 15 条の 2 第 1 項第 3 号に該当します）。

問 34 農用地区域内の農業用施設の屋根に太陽光パネルを設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

農業用施設の屋根に、柱を他の柱に取り替える等施設の補強を行わないで太陽光パネルを設置する場合には、農振法に基づく開発許可は必要ありませんが、これ以外の場合の開発許可の取扱いについては、各市町村に御相談ください。

6 下部の農地での営農の適切な継続

問 35 下部の農地で栽培する農作物の制限はあるのか。

農作物の制限はありません。

ただし、営農型発電設備の設置は、営農の適切な継続を前提とするものであり、

① 当該地域で栽培されていない農作物の栽培を計画している場合

② 生産までに時間を要する作物を栽培しようとする場合

等は、当該農作物の栽培に知見を有する者による所見において、適切な営農の継続が確保が見込まれるものとなっているか、営農指導を受ける態勢が整っているかを確認する等により、営農が適切に継続できるかどうかを慎重に判断していくことが望ましいと考えます。

問 36 栽培する農作物を転換することは可能なのか。（ガイドライン 6 の (2) 関係）

営農型発電設備は、下部の農地において営農を適切に継続しながら、これに支障を与えないよう発電事業を行うものであり、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような農作物の転換等は望ましくありません。

このため、農作物を転換する場合には、当該農作物の栽培に関する技術・経験の有無等を確認し、営農の適切な継続が確保されること（例えば、当該設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね 2 割以上減収するおそれがないと認められること等）等を確認した上で計画変更の可否を判断することが適当です。

問 37 下部農地で複数の作物を栽培することは可能か。その場合、同一市町村の単収 8 割の要件はどのように考えればよいか。

複数の作物を栽培することは可能ですが、それぞれ栽培作物毎に、同じ年産の市町村の平均的な単収の 8 割以上を確保する必要があります。

問 38 天災等によりおおむね 2 割以上減収した場合には、営農が適切に行われていると判断されないのか。(ガイドライン 4 関係)

一時転用期間中に、台風や冷害等の天災など、営農型発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地における単収の減少等がみられる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断します。

問 39 令和 6 年 4 月の省令改正及びガイドラインの制定前に一時転用許可を受けて遊休農地を再生利用している場合、今後の営農の適切な継続の確認の扱いはどうなるのか。

現行制度による一時転用許可期間が満了するまでの間は、これまでと扱いは変わりません。

但し、一時転用許可期間が満了し、再度、一時転用許可を受けようとする場合、下部農地は遊休農地ではなくなっていることから、通常の農地と同様、栽培する作物について、当該市町村の収量の 8 割以上を確保すること等の要件を満たす必要があります。

7 その他

問 40 第 1 種農地に営農型発電設備以外の太陽光発電設備の設置は可能なのか。

「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(平成 25 年法律第 81 号)では、優良農地の確保と再生可能エネルギーの活用促進の両立という観点から、農業上の再生利用が困難な荒廃農地等に再生可能エネルギー発電設備の整備を誘導するなど適正な土地利用調整を行うことにより、優良農地を確保しながら地域において再生可能エネルギー発電を促進することで、農山漁村の活性化を図る仕組みとなっています。

同法を活用することにより、第 1 種農地(再生利用が困難な荒廃農地等に該当する場合に限る。)に太陽光発電設備を設置することが可能です。

問 41 営農型発電設備は、建築基準法上の建築物に当たるのか。

「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号) 上においては、営農型発電設備は、

- ① 特定の者が使用する営農を継続する農地に設けるものであること
 - ② 支柱及び太陽光発電設備からなる空間には壁を設けず、かつ、太陽光発電設備のパネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっていること
- に該当するものは、建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物に該当しないこととされています(「農地に支柱を立てて設置する太陽光発電設備の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)」(平成 26 年 1 月 28 日付け国住指第 3762 号国土交通省住宅局建築指導課長通知))。

問 42 営農型発電設備を設置する場合、都市計画法に基づく開発許可は必要なのか。

営農型発電設備については、建築基準法上の建築物に当たらないため、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 上の開発許可は不要とされています。

また、当該設備の付属施設に係る開発許可についても、当該設備の用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者(※)が判断した際には、都市計画法第 29 条の開発許可は不要となっています(「開発許可制度運用指針」(平成 26 年 8 月 1 日国都計第 67 号) I-1-2 (5) 参照)。

この場合、「主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為」に当たるかどうかについては、市町村又は都道府県の都市計画担当部局に相談をお願いします。

※ 都市計画法上の開発許可権者は、都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の長、中核市にあっては中核市の長)となっています。

問 43 営農型発電設備を設置する場合、電気事業法及び電気工事士法の取扱いはどうなるのか。

営農型発電設備は、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号) 上の電気工作物であり、感電、火災等の防止等電気工作物の保安上の観点から、電気設備に関する技術基準に適合するように設置する必要があります(電気事業法第 39 条、第 56 条、「電気工事士法」(昭和 35 年法律第 139 号) 第 5 条、「電気設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 52 号))。

上記基準への適合性を担保するため、営農型発電設備の設置に係る電気工事においても、電気工事士資格を持つ者(第 1 種電気工事士等)により行われなければならないこととされています(電気工事士法第 3 条、第 5 条)。

また、電圧 600V 超又は出力 50kW 以上の太陽光発電設備を設置する場合には、電気事業法上の事業用電気工作物に当たるため、上記の技術基準適合義務に加えて、保安規程の提出義務や電気主任技術者の選任・届出義務など電気事業法に基づく電気保安に係る規制の対象となります(電気事業法第 42 条、第 43 条等)。

このように、営農型発電設備を設置する場合には、電気事業法及び電気工事士法の規制を受けるので、営農型発電設備の設置者は、あらかじめ市町村若しくは都道府県の電気保安担当部局又

は各地域を所管している経済産業省地方産業保安監督部電力安全課に相談をお願いします。

(なお、このことは、経済産業省商務流通保安グループ電力安全課と調整済みであることを申し添えます。)

(参考) 地方産業保安監督部電力安全課の連絡先等

組織名	管轄地域	電話番号
北海道産業保安監督部	北海道	011-709-1725
関東東北産業保安監督部東北支部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	022-221-4952
関東東北産業保安監督部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部	048-600-0387
中部近畿産業保安監督部	愛知県、長野県、岐阜県の一部、三重県の一部、静岡県の一部	052-951-2817
中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署	富山県、石川県、福井県の一部、岐阜県の一部	076-432-5580
中部近畿産業保安監督部近畿支部	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県の一部、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部	06-6966-6047
中国四国産業保安監督部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部	082-224-5742
中国四国産業保安監督部四国支部	徳島県、香川県の一部、愛媛県の一部、高知県	087-811-8587
九州産業保安監督部	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	092-482-5521
那覇産業保安監督事務所	沖縄県	098-866-6474

問 44 農地転用許可権者が営農型発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管することとされているが、台帳作成等に際しての留意点は何か。(ガイドライン4の(8)関係)

農地転用許可権者による転用事業の進捗状況を把握するとともに、営農の適切な継続が確保されなくなった場合の改善指導等の事務を的確に行うため、農地転用許可権者による台帳を作成し、保管することとしております。

具体的には、一時転用許可申請の内容や毎年農作物の状況報告を基にした基本的な情報を記載することとしていますが、改善指導や是正処分、FIT 認定部局への報告等を行った場合はその内容も併せて作成・記録してください。

なお、別途農林水産省農村振興局が実施している「営農型発電設備設置状況詳細調査」の調査様式（営農型発電設備設置状況詳細調査一覧表）を台帳として活用することができます。

Ⅱ 各論

1. 一時転用許可要件の判断

問 45 10 年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「効率的かつ安定的な農業経営」に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

「効率的かつ安定的な農業経営」とは、市町村基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している農業経営のことであり、当該水準に達しているかについては、例えば、直近の青色申告等により判断することが望ましいと考えます。

問 46 10 年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農」に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

「将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農」とは、基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業団体又はこれに準ずる組織として、組織の規約を定め、生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農のことです。これに該当するかについては、①畑作物の直接支払交付金若しくは収入減少影響緩和交付金の加入実績又は②当該組織の規約や経理書類、法人化計画書等（規約の中で法人化方針について記載されていればそれでも可）により確認することができると考えます。

問 47 10 年以内の一時転用許可の対象となる「遊休農地を再生利用する場合」の遊休農地に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。（ガイドライン 2 の (2) のア及び別表関係）

10 年以内の一時転用許可の対象となる「遊休農地」とは、「農地法の運用について」の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」といいます。）の第 3 の 1 の（3）のア（農地法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地）と判定された遊休農地等のことです。この遊休農地に該当するかどうかについては、農業委員会が毎年実施する農地の利用状況調査によって、あらかじめ判断されています。

問 48 「申請に係る面積が必要最小限で適正」とは、具体的にどのように判断するのか。（ガイドライン 2 の (2) のイ関係）

一時転用許可申請書及び当該申請書に添付されている「営農型発電設備の設計図」において、

① 簡易な構造で容易に撤去できるものとなっているか

② 申請に係る転用面積が、営農型発電設備の支柱や周辺機器の部分のみに係るものであるか

③ 営農型発電設備の支柱の本数や太さが過多・過大でないか

を確認した上で、許可の可否を判断することが適当です。

問 49 「変電設備等」の「等」には何が含まれるのか。また、「原則農地以外から選定すること」とされているが、この場合、記載にある「適正な規模及び位置」はどのように判断するのか。

太陽光発電設備に附随する設備を設置する場合、高圧の太陽光発電設備に必要な変電設備等（キュービクル等）の設備を設置する場合は、農地の効率的な利用の観点から、原則として、農地以外の土地から選定する必要があると考えております。

また、変電設備等の設置を要するような大規模な営農型発電設備の場合は、周辺の土地も広範囲に及び、農地以外の土地の選定が可能であることも十分考えられることから、土地の代替性の確認をしっかり行う必要があるものと考えます。

なお、小規模なパワーコンディショナー等太陽光パネルの支柱に併せて設置することが可能であるような場合については、この限りではありません。

〔※関連問 29〕

問 50 市町村で栽培されていない作物や生産に時間を要する農作物を栽培しようとする申請の場合、審査はどのように行えばよいか。

市町村で栽培されていない作物や生産に時間を要する農作物を栽培しようとする場合は、当該市町村の区域内で試験栽培を行った実績又は栽培理由書のいずれかを提出していただく必要があります。この場合、

- ① 試験栽培の実績については、当該市町村の遮光設備下（屋根か太陽光パネルかは問いません）における収量の実績
- ② 栽培理由書については、当該理由書の単収見込欄において、当該作物の収量に関する調査研究データや統計データ、自然条件に類似性のある他地域のデータ等に基づいて記入していただくこととしております。

また、これに加えて別途、知見を有する者による意見書を提出していただくこととしておりますので、その意見の内容が下部農地の営農の適切な継続が可能であるものになっているか確認の上、判断することとしてください。

なお、①により試験栽培を行う場合は、適切な単収が得られるよう、試験栽培段階から知見を有する者と連携し助言等を求めながら、実施することが適当と考えます。

問 51 知見を有する者の意見書の内容が適切であることをどのように判断すればよいか。

今般、ガイドラインにおいて、知見を有する者の意見書の様式（別紙様式例第3号）を設けており、当該申請に係る下部農地で栽培する作物について、知見を有していることを確認するため「知見を有する者の当該作物への関わり」を記載していただくこととしました。

具体的には知見を有する者の当該作物に係るこれまでの試験研究実績や栽培実績等を記載していただき、記載内容及び添付された研究データから、知見を有する者としての適格性を判断いただくこととしております。

許可権者においては、知見を有する者の意見書の記載内容が、これまでの試験研究実績等を踏まえた内容となっており齟齬が生じていないか、妥当な内容となっているかを確認いただき、必要に応じて、申請者や知見を有する者に説明等を求め、判断することとしてください。

問 52 下部農地における収支の見込みの記載内容が適切であることをどのように判断すればよいか。

営農計画書の「下部農地における収支の見込み」は、営農型太陽光発電設備に係る下部農地の適切な営農の継続が確実であることを確認するための参考情報であり、この内容が適切か否かによって許可の可否に直接影響するものではありませんが、例えば、農業の収支において収入がゼロで計上されているなど、適切な営農の継続に疑義が生じる場合においては、事業者から理由等を確認し、適切な取組となるよう誘導する必要があると考えます。

問 53 「農地法第 32 条第 1 項各号に掲げる遊休農地」とはどのような農地か。(ガイドライン 2 の (2) のウ関係)

農地法第 32 条第 1 項各号に掲げる農地とは、次の農地が該当します。

- ① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法第 32 条第 1 項第 1 号）
- ② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度と比べて著しく劣っていると認められる農地（農地法第 32 条第 1 項第 2 号）

これらの規定の判断は、毎年、農業委員会が行っている農地の利用状況調査における遊休農地の判断基準と同様ですが、①・②に該当しない場合であっても、草刈りなどの保全管理のみを行うなど営農が行われていない場合には、「下部の農地における営農の適切な継続が確実」とは判断されません。

なお、①・②の詳細については、運用通知第 3 の 1 の (3) に下記のとおり規定されています。

【「農地法の運用について」の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の第 3 の 1 の (3) 抜粋】

ア 法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地

- (7) 「現に耕作の目的に供されておらず」とは、過去 1 年以上作物の栽培が行われていないことをいう。
- (4) 「引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる」については、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等農地を常に耕作し得る状態に保つ行為（以下「維持管理」という。）が行われているかにより判断すること。
- (ウ) (略)

イ 法第 32 条第 1 項第 2 号の遊休農地

「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」については、近傍類似の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の態様と比較して判断すること。
この場合、作物（ウメ、クリ等を含む。）がまばらに又は農地内で偏って栽培されていないか、栽培に必要な管理が適切に行われているか等に留意して判断すること。

問 54 営農型発電設備の下部の農地で果樹等生産に時間を要する作物を栽培する場合で、一時転用許可期間中に収穫が見込めない場合には、どのように判断するのか。(ガイドラインの (2) のウ関係)

果樹等を栽培する場合には、当初の数年間には収穫が見込まれない場合がありますので、営農計画書の「生長の指標」欄に記載された生育状況が適当か、また、整枝・剪定、施肥、摘果等の栽培管理が計画的に行われるか確認を行い、「営農の適切な継続が確実」であるかどうか判断してください。また、その際には、知見を有する者による意見も踏まえて判断してください。

問 55 「農地転用許可権者への毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われる」ことは、どのように判断するのか。

施行規則第 30 条第 2 項 5 号の、毎年の栽培実績及び収支の報告を提出する旨の誓約書（ガイドライン別紙様式例第 6 号）の提出の有無により判断してください。

問 56 「農作物の生育に適した日照量を保つための設計」とは、具体的にどのように判断するのか。（ガイドライン 2 の（2）のオ関係）

一時転用許可申請書に添付されている営農型太陽光発電設備の設置による下部農地における営農への影響の見込み（ガイドライン別紙様式例第 2 号）及びに設計図により

- ① 生産する農作物の生育に適した日照量が示されており、
- ② 当該日照量を保つための設計（パネルの角度、間隔、枚数等）になっていることを確認して判断してください。

問 57 支柱の高さが最低地上高 2 メートル以上となっているのはなぜか。（ガイドライン 2 の（2）のカ関係）

営農型発電設備を支える支柱の高さについては、

- ① 農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用が可能な高さ
- ② 仮に、農業機械による作業を必要としない場合であっても、農業者が立って農作業を行うことができる高さ

を確保する観点から、最低地上高おおむね 2 メートル以上としたものです。

問 58 農地に垂直に太陽光発電設備を設置する場合であっても、支柱の高さは最低地上高おおむね 2 メートル以上とする必要があるのか。（ガイドライン 2 の（2）のカ関係）

農地に垂直に太陽光発電設備等を設置するものなど、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、設備等の設置間隔や規模等から農地の営農条件が維持される場合については、支柱の高さがおおむね 2 メートル以上に達しなくても差し支えありません。（この場合、設備直下全体を一時転用許可の対象とすることが可能と解されます。）

この「設備等の設置間隔や規模等から農地の営農条件が維持される場合」については、

- ① 設備間の設置間隔が狭小であることや、設備の設置により耕作できなくなる面積が大きいこと
 - ② 設備の構造上、効率的な農業機械等の利用に支障を及ぼすこと
 - ③ 設備の日陰により、農作物の生育に適した日照量を保っていないこと
- 等に該当しないことを確認し、営農条件に支障を及ぼさないことを判断する必要があります。

問 59 「営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」とは、具体的にどのように判断するのか。（ガイドライン2の（2）のオ関係）

営農型発電設備は、農業上の土地利用との調和を図りながら、農地における営農の適切な継続を前提とするものであり、周辺農地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすることが必要です。

例えば、営農型発電設備の設置予定の農地が、

- ① 集団農地の真ん中である
- ② 担い手に集積する予定がある
- ③ ほ場整備等の基盤整備事業が予定されている
- ④ 水路の管理に支障が生じる

等の場合には、支障を及ぼすおそれがあると判断します。

問 60 農用地区域内農地での一時転用許可に当たって「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」とは、具体的にどのように判断するのか。（ガイドライン2の（2）のキ関係）

農地転用許可権者は、農用地区域内農地に営農型発電設備を設置するための一時転用許可申請があった場合には、設置の時期、場所等からみて、土地改良事業等の事業、担い手への農地の利用集積等を通じた農業振興地域整備計画の達成に支障がないかを市町村の農業振興地域制度担当部局に確認の上、判断してください。

問 61 地域計画の区域内で営農型太陽光発電を実施する場合、なぜ協議の場で合意を得る必要があるのか。

農地転用許可基準の一般基準においては、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は許可ができないこととなっています（農地法第4条第6項第5号、農地法施行規則第47条の3第2号）。

地域計画は、農地の集積・集約化など、地域の農地の効率的かつ総合的な利用方針について記載し、地域農業の在り方を定めるものでありますが、営農型太陽光発電の取組は、営農と発電を両立するという特殊な取組であるところ、地域の協議によって作成されている地域計画区域内において行うためには、特別に関係者間で協議を行って進めることが適当と考えられることから、協議の場で合意を得て取り組むこととしたものです（この具体的な考え方については、「農地法の運用について」第2の1の(2)のウに記載されております。）。

なお、この場合の協議の場は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認することが目的であるため、地域計画に位置付けることまでを求めるものではありません（地域の実情に応じて、地域計画に係る目標の達成に必要な措置として、任意記載事項に位置付けることは可能です。）。

問 62 地域計画が未策定の場合は協議の場で合意を得る必要はないということでしょうか。

地域計画が未策定の場合であっても、地域計画を策定するための協議の場の開催が決まっている場合（具体的には農業経営基盤強化促進法施行規則第 16 条第 2 項の公表がなされたとき）において、当該地域計画を予定している区域内で営農型太陽光発電の実施について相談がなされている場合は、当該営農型太陽光発電についても協議し、合意を得ることが適当です。

なお、地域計画が未策定であり、かつ、協議の場の開催が予定されていない場合は、地域計画に関わる取組において、合意を得る必要はありません。

問 63 地域計画が作成される前から設置されている営農型太陽光発電設備の取扱いはどうなるのか。

地域計画が策定される前から設置されている営農型太陽光発電設備に係る農地について、地域計画の区域内に含めることを検討することとされた場合には、一時転用許可の期間満了における再許可時に、協議の場において、当該設備の設置の継続について協議することとなります。

なお、市町村の判断により、再許可時を待たずに協議の場で協議を行うことも可能です。

問 64 営農型太陽光発電の実施に係る要望があった都度、協議の場を開催しなければならないのか。

営農型太陽光発電に係る協議の場は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認する目的で開催するものであることから、地域計画の区域内において営農型太陽光発電の相談があった場合は、適宜、協議の場を開催していただくこととなります。

なお、この場合の協議の場については、地域の実情に応じて、市町村、農業委員会、土地改良区、営農型太陽光発電設備の設置者及び営農者、設備設置予定地周辺の農地の地権者等に限定して開催することとしても差し支えないと考えます。

また、協議の場を定期的に行うとしている場合はそれに沿って、また、営農型太陽光発電のほか複数の協議事案が積み上がった段階で開催することも考えられますが、このような場合は、事前に営農型太陽光発電の設置者等と事業実施に向けたスケジュールについて十分に調整しておく必要があります。このため、設置者等においても、十分な時間的余裕を持って、事前に農業委員会に相談していただくことが適当です。

なお、協議の場においては、農業委員会、設置者等双方の説明を踏まえて議論、調整を行うこととなりますので、例えば書面で開催するといった方法は、関係者の意見を的確に反映することが難しいことから、なじまないものと考えます。

問 65 農業委員会は、営農型太陽光発電設備の設置者から相談があった場合、どのように対応すればよいか。

農業委員会は、営農型太陽光発電設備の設置者から相談があった場合、許可基準への適合性について確認を行い、特に農地法第4条第6項第4号及び第5号（農地法第5条第2項第4号及び第5号）の適合性については、協議の場で情報提供することを念頭に要点等を整理いただくことが適当です。

また、農地転用許可基準の適合性の確認と併せて、営農型太陽光発電設備の設置に係る相談があった旨を市町村の地域計画担当部局に連絡し、協議の場の開催スケジュールについて相談を行ってください。

当該事案の農地転用許可基準の適合性の確認や協議の場の開催準備等が整った段階で、協議の場を開催し、当該営農型太陽光発電の実施について協議を行います。

問 66 協議の場を進めるに当たりどのようなことに留意したらよいか。また、協議の場の取りまとめにはどのように記載したらよいか。

営農型太陽光発電の実施に係る協議の場の流れについては、ガイドライン2の（2）のクのaからcに記載のとおりですが、具体的な進め方や意見の集約方法については、協議の場を主催する市町村と地域の関係者において、地域の実情を踏まえて取り扱うことにご留意いただきたい。

あわせて、営農型太陽光発電の実施に係る協議の場は、農地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないかを確認することが主な目的であることから、農業委員会及び市町村の地域計画担当部局は、これらの目的に沿って協議が進められるよう留意する必要があります（例えば景観や地域住民の感情への配慮といった観点からの議論は趣旨にそぐわないものと考えられます）。

また、協議の場の取りまとめ（基盤法基本要綱参考様式5－1号）への記載内容については、「2 農業上の利用が行われる農用地等の区域」の「（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方」の欄に、営農型太陽光発電事業の実施に問題がない旨を記載していただき、合意を得た土地の地番を記載してください。

加えて、添付する地図に該当箇所を表記してください。

（記載例）

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場（○年○月○日開催）において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

- ・ ○○市××町△△番地 ○○㎡ 地図 No 1
- ・ ○○市◆◆町□□番地 ○○㎡ 地図 No 2

問 67 地域計画が策定された区域内の農地において営農型発電設備を設置するための許可申請があった場合に、協議の場で協議を行わなかったときは、一時転用許可は認められないのか。（ガイドライン2の（2）のク関係）

営農型太陽光発電の実施に当たり協議の場で協議を行わなかった場合は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認していないこととなるため、一般基準を満たさないこととなる可能性があります。

問 68 「営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること」とは、具体的にはどのように判断するのか。（ガイドライン 2 の（2）のケ関係）

営農型発電設備の下部の農地での営農が中止された場合や、発電事業が廃止された場合には、営農型発電設備の撤去を行う必要があります。このため、一時転用許可申請書の「資金調達についての計画」において、営農型発電設備の撤去に要する費用が見込まれており、その費用の全額を申請者が有していることを確認してください。

問 69 再エネ特措法に基づき撤去費用として積み立てた金額とはどのようなものか

再エネ特措法に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）を活用するものである場合は、再エネ特措法の中で、交付期間終了前の 10 年間、撤去費用分が源泉徴収され外部機関（電力広域的運営推進機関）へ積み立てる仕組みが設けられています。

これにより積み立てられた金額は、事業者が任意に取り崩すことができないため、撤去費用の資力の一部として考慮することとしたものです。

なお、積み立てた金額の証明に際しては、広域機関のシステムから事業者の操作により「残高確認書」を取得することが可能ですので、残高確認書の提出を求めることとしてください。

問 70 申請者が法第 51 条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないことについて、どのように判断すればよいのか。

ガイドライン別紙様式例第 13 号（違反状況一覧表）により、自治体における原状回復等の措置の状況報告を求めた上で、共有することとしておりますので、当該一覧表を参考に判断してください。

問 71 営農型発電設備の下部の農地で営農がなされていない場合、同じ事業者から別の場所で営農型発電設備の設置のための一時転用許可申請があったときに許可は可能なのか。

営農型発電設備の下部の農地で営農が行われておらず、農地転用許可権者が改善指導等を行ってもなお営農の適切な継続が行われない場合には、一時転用許可に付した条件に違反しており、「遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない」ことに該当することから、その事業者が別の場所で営農型発電設備を設置するための一時転用許可申請が行われたとしても、営農の適切な継続が確保されると見込むことができないので、許可することはできません。

当然のことですが、農地転用許可権者が指導等を行っても営農の適切な継続が確保されない場合には、農地法第 51 条に基づき許可条件に付した条件に違反したとして、許可の取消しとともに、期限を定めて営農型発電設備の撤去命令を行ってください。

この場合、地方経済産業局（12 ページの経済産業局の連絡先等を参照）に許可を取り消した旨を報告（報告様式例は別紙様式例第 12 号参照。再エネ特措法認定システムから直接入力することも可能。）してください。なお、併せて地方農政局等にもその写しを添えて報告してください。

問 72 同一の発電事業者が複数箇所（例えば、A 地区、B 地区）で営農型発電設備を設置している場合、例えば、A 地区で農地転用許可権者が改善指導等を行っても指導に従わず適切な営農が継続されていないと判断し、許可の取り消しを行うときに、B 地区に係る許可も取り消すべきなのか。

設問の例の場合、B 地区まで許可を取り消す必要はありません。

問 73 通常の一時的転用の場合、他の土地での代替可能性を検討しなければならないが、営農型発電設備の場合も代替性の検討が必要となるのか。

通常の一時的転用許可と同様に代替性の検討が必要となります。一時的転用許可申請書等において、土地の選定理由（例えば、送配電用の電気工作物との距離）や農用地区域や第 1 種農地に設置しようとする場合は、第 3 種農地・第 2 種農地に設置可能な農地がないか等が検討されていることを確認した上で、判断してください。

問 74 F I T 法とはどのように連携していけばよいのか。

F I T 法では、事業計画認定を行うに当たり、事業の適切性や実施可能性を審査することとなっており、農地法など関係法令の遵守も求められているところです。農地転用許可の審査においても、F I T 法との整合を図りつつ行うことが望ましいことから、FIT 認定を前提とした取組である場合は、F I T 申請の事実を証明する書類により、転用行為の確実性を確認することが望ましいと考えます。なお、農地転用許可権者等は、申請時点においては当該書類が添付されていない場合があることから、転用許可を行う前までに申請者に補正を命じ、提出させるなど柔軟な対応が必要となります。

問 75 なぜ原状回復等の措置を現に命じられていないことが許可の要件になっているのか。（ガイドライン 2 の（２）のサ関係）

営農型発電設備の設置者が農地法第 51 条の違反転用者に該当し、農地転用許可権者から原状回復等の措置を現に命じられている場合には、営農の適切な継続が行われないほか、発電事業廃止後に設備を撤去し、農地に復元しないおそれがあるなど、農地の適切な管理・利用に問題があるためです。

2 一時転用許可条件

問 76 一時転用許可に当たって、どのような条件を付したらよいのか。(ガイドライン2の(3)関係)

営農型発電設備の設置のための一時転用許可に当たっては、処理基準及び処理要領の定めによるほか、次に掲げる内容等を許可条件として付すこととなっています。

- ① 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
- ② 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。
- ③ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- ④ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合、営農型発電設備による発電事業を廃止する場合又は第三者に承継する場合には、遅滞なく、報告すること。
- ⑤ 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

3 空中部分を利用するための権利設定の取扱い

問 77 営農型発電設備の設置者が下部の農地の空中に区分地上権等の権利を設定しようとする場合の農地法第3条第1項の許可の判断基準は何か。(ガイドライン6の(4)関係)

営農型発電設備の下部の農地の空中に区分地上権等の権利を設定しようとするための農地法第3条第1項の許可については、農地法第3条第2項ただし書の規定により、同項各号の要件は満たす必要はありませんが、処理基準において、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。このうち、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、一時転用許可の判断の際に確認することとなっていますので、実質的には賃借人等権利者の同意の有無のみを確認すれば足ります。

問 78 営農型発電設備の下部の農地の空中に設定する区分地上権等の設定期間は、一時転用許可の期間と合わせるべきか。(ガイドライン6の(4)関係)

営農型発電設備の下部の農地の空中に設定する区分地上権等の期間は、支柱部分に対する一時転用許可の期間と同じ期間です。

なお、区分地上権等の設定に係る農地法第3条第1項の許可は、支柱部分に対する一時転用許可と同時にを行う必要があります。

4 報告

問 79 指定市町村の長は、一時転用許可を受けた者から「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告があった場合、地方農政局等に報告することとなっているが、直接送付すればよいのか。（ガイドライン3の(2)関係）

指定市町村の長又は地方自治法に基づき都道府県知事から移譲された市町村の長は、都道府県知事を経由して、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」といいます。）に送付願います。

問 80 都道府県知事は、農地転用許可権者から「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告があった場合には、いつまでに地方農政局等に報告しなければならないのか。（ガイドライン3の(2)関係）

都道府県知事は、指定市町村の長から送付があった報告書と併せて、報告に係る年の翌年4月末までに地方農政局長等に送付願います。

問 81 作物の収穫時期や収支の決算期は、事業者によって様々であることから「栽培実績及び収支の状況」の報告期限を一律に翌年2月末日までとするのは無理があるのではないか。（ガイドライン3の(1)関係）

作物の収穫時期や収支の決算期は事業者毎に異なりますので、個別事情に合わせて栽培実績書や収支報告書の提出時期を変えると、報告状況等の進捗管理や指導等の対応が複雑になるものと考えます。

このため、報告書の提出時期は作物に拘わらず、一定の時期が適当と考えております。

なお、栽培実績書や収支報告書については、それぞれ直近の収穫期、決算期の実績を報告いただくこととしてください。

問 82 収支報告書の内容が適切であることを確認するため、実績の根拠となる資料（伝票等）を添付するよう義務付けるべきではないか。

栽培実績書（別紙様式例第10号）において、備考欄への販売量や売上高の記載や、出荷量を証する書面の写しの添付を求めており、これらにより収支報告書の記載内容を確認することが可能と考えておりますが、必要に応じて根拠資料を求めることは可能と考えます。

問 83 営農型発電設備を設置した土地が元々遊休農地であって、発電設備の下部の農地の全部又は一部が農地法第 32 条第 1 項各号のいずれかに掲げる農地に該当した場合、農業委員会等はどのような対応が必要となるか。(ガイドライン 4 の(2)関係)

農業委員会は、毎年一回の営農状況の報告及び毎年行われている利用状況調査等により、下部の農地の利用状況を確認することとなります。

この際、下部の農地の全部又は一部が農地法第 32 条第 1 項各号のいずれかに掲げる農地に該当する場合には、農業委員会は農地転用許可権者に報告することが必要です。

なお、当該農地については、営農型発電設備に係る措置とは別に、農地法に基づく遊休農地の措置の対象となります。

問 84 これまで、特段の支障なく営農が行われていた農地に営農型発電設備を設置したところ、下部の農地で生産された農作物の単収が地域の同じ作物の単収と比較して 2 割以上減少した場合に、農業委員会等はどのように改善指導を行えばよいのか。(ガイドライン 4 の(2)関係)

これまで特段の支障なく営農が行われていた農地であっても、太陽光発電設備を設置することにより、予期しない単収の減少がみられるケースがあります。

これまでの事例では、

- ① パネルの設置により、陰生植物でありながら日陰の影響で品質の劣化等がみられたものの、パネルの枚数を減らすことや、高さや植付け位置を見直すこと等により改善したもの
- ② パネルに当たった雨水が下部の農地の一部に集まることで排水不良が生じ、湿害が発生したことにより単収が減少したものの、農作物を適切な位置に植え替えることで改善したもの等がありますので、参考としてください。

5 進捗状況の把握と指導

問 85 下部農地の営農に支障が生じているかの判断はどのようにすればよいのか。

栽培実績書（別紙様式例第 10 号）3 の記載により確認することとなります。

当該年度に収穫があったものについては、当該年度の市町村の単収と比較して 8 割を超えているか（又は栽培理由書等に記載された単収が確保されているか）、生産された農作物に著しい品質の低下が生じていないかによって判断してください。

収穫がなかったものについては、営農計画書に記載した「生育の指標」に沿った生育状態であるか否かにより判断して下さい。

なお、台風等の自然災害や営農者の病気等やむを得ない事情がある場合については、指導の対象から除外しても差支えありませんが、天候不順による収量低下（排水不良による根腐れ、干ばつ、病害等）を理由にしたものについては、営農者の管理不足による場合も考えられますので、具体的な管理状況の説明等を求め、判断することとしてください。

問 86 下部農地の営農に支障が生じている場合、農業委員会はどのように是正指導をすればよいか。

栽培実績書において、知見を有する者の所見を記載していただくこととしており、農業委員会はこの記載に基づいて指導することが考えられます。

また、現地調査において、営農型太陽光発電設備の設置者、営農者、知見を有する者にも立ち会いを要請し、収量の低下等下部農地の営農に支障を生じることについての原因の確認や収量改善のための対応方針等について意見交換を行い、是正方針を定めた上で、改善措置が行われるよう事業者を指導することが適当と考えます。

その際、これらの指導に従わず、収量が改善しない状況が継続する場合は、適切な営農の継続に支障があるとして、書面による勧告さらには法第 51 条の許可条件違反として、設備の撤去等を命ずることとなる旨を伝えておくことが適当と考えます。

問 87 収支報告書が収支の見込みと乖離している場合、下部農地の営農に支障が生じているものとして指導の対象となるのか。

収支報告書は、適切な営農の継続が確実であることを確認するために求める参考情報であり、収支が悪化したことをもって、直ちに違反となるものではありません。

他方、許可申請時に収支の見込みを提出いただき、毎年収支報告を提出いただくことで、適切な営農の継続が担保され、単収 8 割の確保がより確実になるものと考えております。

問 88 農地転用許可権者の指導に従い改善措置は講じているものの、収量が改善せず下部農地での支障が長年継続している場合、どのような対応を行えばよいか。

最終的には、下部農地の栽培作物を、市町村の営農型太陽光発電の条件下で栽培されている作物に変更する等が考えられますが、それでもなお収量が確保できず、今後も確保できないと見込まれる場合は、「下部の農地における営農の適切な継続が確保されない」ものとして、書面による勧告や農地法 51 条の許可条件違反（ガイドライン 2（2）ア）として、設備の撤去等の命令を行うこととなります。

問 89 栽培実績書や収支報告書の提出が行われないことを理由に、一時転用許可を取り消すことは可能か。

栽培実績書又は収支報告書が提出されない場合は、許可条件違反として、転用許可を取り消すことは可能です。

問 90 パネル設置工事期間中等により、下部農地で栽培が行われなかった場合であっても、栽培実績書及び収支報告書は提出してもらう必要があるのか。

栽培実績書及び収支報告書については、例えば、パネル設置工事等の理由のため、2月の報告書提出時に作物が栽培されていない場合であっても、許可条件に栽培実績の提出を付していることから、提出していただく必要があります。

この場合、栽培実績書（別紙様式例第10号）3の(2)のイに、農作物の収穫が行われていない理由を記載することとなります。

問 91 是正の勧告や原状回復命令を行った場合、地方農政局や地方経済産業局に報告することとしている理由は何か。

【地方農政局への報告について】

地方農政局への原状回復命令等の実績を報告した場合、農村振興局でその情報をとりまとめ、その情報が地方公共団体に共有されることとなります。

地方公共団体においては、共有された違反情報により、農地法施行規則第47条第6号チ（第57条第6号チ）の要件を確認していただくこととなります。

【地方経済産業局への報告について】

再エネ特措法によるFIT認定の対象施設は、他法令の遵守規定が設けられており、農地法に違反した場合、同時に再エネ特措法の違反として、FIT認定が打ち切られる措置が設けられております。

このため、下部農地での営農が適切に行われずに、是正の勧告や原状回復命令を行った場合は、地方経済産業局に報告し、連携して事業者の指導に当たることが効果的と考えております。

6 その他

問 92 所有者不明農地は、農地法や基盤強化法を活用することにより、農業上の利用を行うことができるが、所有者不明農地に営農型発電設備を設置することは可能なのか。

所有者不明農地については、農地法や基盤強化法を活用することで所有者全員の同意がなくても当該農地の農業上の利用を行うことができますが、農地の転用は土地の用途を変更する処分行為に当たると解されることから、営農型発電設備を設置する場合は所有者全員の同意が必要となります。

問 93 令和 2 年 4 月の改正 F I T 法施行規則の施行により、低圧の太陽光発電設備について地域活用要件が設定されることになったが、営農型発電設備で F I T 認定を受けるに当たって何か留意すべき点はあるか。

令和 2 年 4 月の改正 F I T 法施行規則の施行により、令和 2 年度以降の 10kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備に係る F I T 認定については、地域活用要件（①発電電力量の 30%以上を、地域で自家消費する又は電気事業法に基づく特定供給を行うこと、②災害時の非常電源として活用できること）を満たすことが必要となりました。

一方で、営農型発電設備で F I T 認定を受けるに当たっては、担い手が営農する場合等であっても、一時転用許可の期間が 3 年を超えるものについては、①を満たさない場合であっても、

②を満たすことで、地域活用要件を充足するものとして取り扱うことが可能です。（問 14 参照）

なお、この取扱いの適用を受けようとする場合は、FIT 認定の申請において、農業委員会に提出した農地転用許可申請書の写しを添付することとなっています。

問 94 担い手が営農する場合等、一時転用期間を 10 年とすることができる場合であっても、初回の一時転用許可の期間について、10 年より短い期間、例えば一律 3 年以内とする運用を行っても問題ないか。

一時転用期間を 10 年とすることが可能な要件を満たす場合（問 14 参照）であっても、営農実績を持たない作物を作付けする場合等に適切な営農継続を確保するための手法として、一時転用期間を 10 年より短い期間として許可することも可能です。

ただし、問 93 のとおり、地域活用要件①を充足するものとして取扱う F I T 認定については、一時転用期間が「3 年を超えるもの」に限定されたことから、許可期間は一律に 3 年以内とならないよう、個別に判断することが望ましいと考えます。

問 95 転用事業者や金融機関等から、融資の円滑化の観点から一時転用期間満了後の再許可に関する相談があった場合、どのように対応すればよいか。

一時転用期間中の下部の農地の営農状況に問題がない場合には、再度の一時転用の許可を行うことが可能です。

また、従前の転用期間において、下部の農地での営農に支障が生じた場合であっても、その理由が自然災害による被災や耕作者の病気等の社会通念上やむを得ないものであった場合については、それらの事情を踏まえた上で再許可の可否を判断することとしています。

このため、転用事業者や金融機関等から、融資の円滑化の観点から一時転用期間満了後の再許可について問合せがあった場合には、上記の点を踏まえた上で対応することが適当です。